

大豆戸小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月策定
令和 4 年 2 月 24 日一部改訂

第 1 章 いじめ防止に向けた学校の考え方

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第二条）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 いじめを防止するための基本的な方向性

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人ひとりの状況の把握に努める。

3 学校いじめ防止基本方針の目的

大豆戸小学校いじめ防止基本方針は上記の基本的な方向性のもと、いじめ問題への対策を、教職員・保護者・地域や関係機関・児童がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く学校全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、学校全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

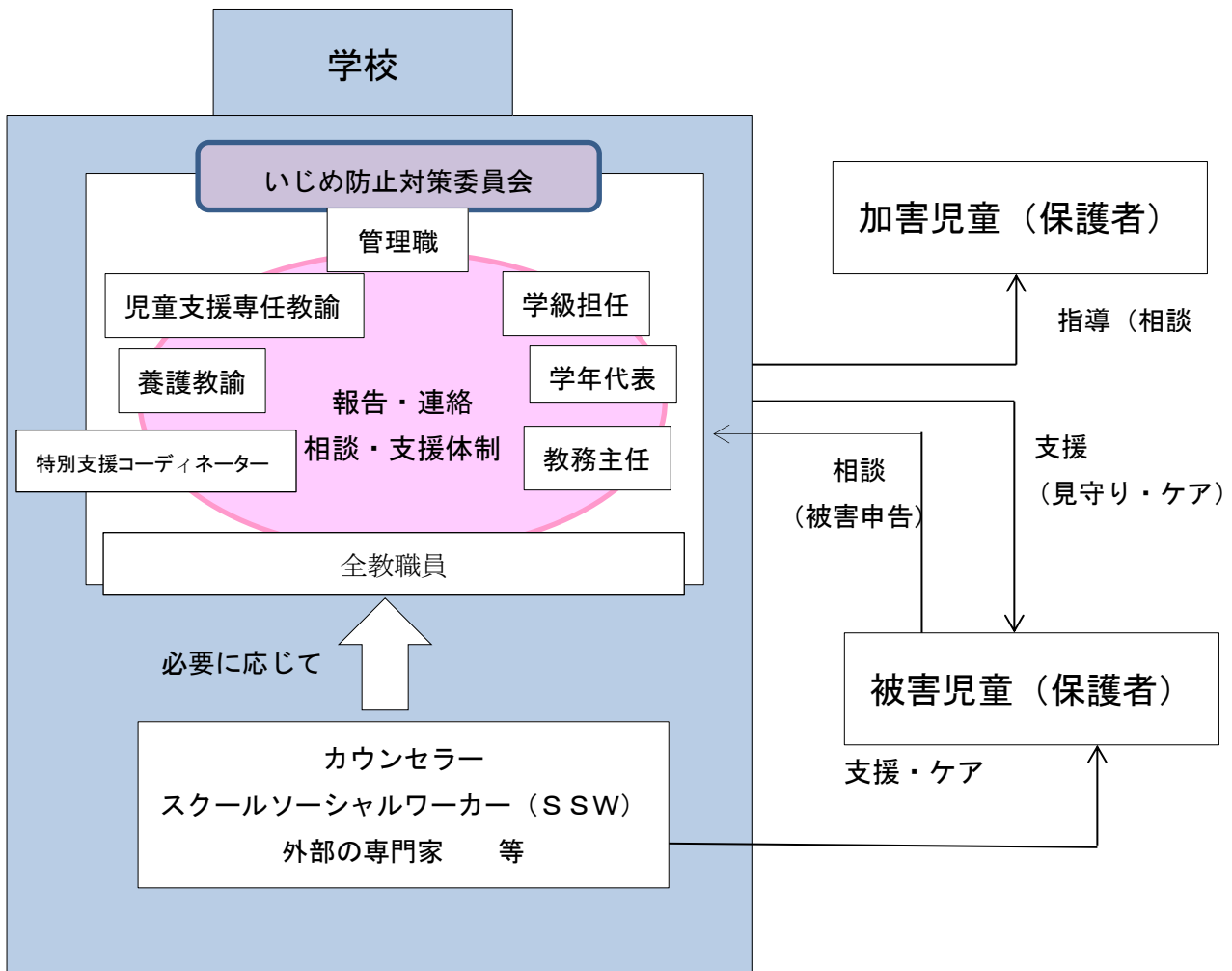
第2章 組織の設置及び組織的な取組

1 「いじめ防止対策委員会」の設置及び構成

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に、また、さらに組織的な対応を行うため、複数の教職員を中心に構成する、「いじめ防止対策委員会」を設置する。「いじめ防止対策委員会」の構成員は、いじめ認知や解消の検討、相談を行う際には、管理職、教務主任、児童支援専任、特別支援コーディネーター、学年代表、養護教諭を中心に構成する。必要に応じて心理や福祉等の専門家（学校カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等）の参加を求める。また、月一回の定例会は、全教職員で情報の共有、いじめの認知や解消についての報告を行う。常にいじめ防止について話題に挙げ、支援が必要な児童の情報共有をする既存の「児童指導・特別支援教育部会」の組織とは別に構成するが、指導部の時間の中で行う。

2 「いじめ防止対策委員会」の役割

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成の中核となる。
- ・ いじめの相談や通報の窓口となる。
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに関わる情報の収集、共有を行う。具体的には、月1回行われる「おなやみ相談アンケート」を実施し、児童支援専任のもとに情報を集め、必要の際には学年・全体に周知する。
- ・ いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する。
(担任や一部の教職員で抱えることなく、この組織が中核となって判断や対応を行う。)
- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、必要に応じた計画の見直しなど、いじめ防止等の取組について、検証を行う。



3 年間計画

月	いじめ防止対策委員会の取組	全職員での取組
4	組織の役割の確認 新年度の児童の実態把握・情報収集 月1回行う「おなやみ相談シート等の確認」 第1回学校生活アンケート実施について(Y-P)	「学校いじめ防止基本方針」の確認 「大豆戸小スタンダード」共通理解 児童の情報収集 家庭訪問・地域訪問・個人面談(保護者)
5	児童の情報共有	児童指導協議会報告
6	児童の情報共有 校内研修の計画	第1回学校生活アンケート実施
7	児童の情報共有 第1回学校生活アンケートのまとめ	社会的スキルプログラム実施 校内研修 「大豆戸小スタンダード」振り返り
8 9	夏休み明けの児童の情報共有	「大豆戸小スタンダード」振り返りの報告 横浜子ども会議に参加 個人面談(保護者)
10	児童の情報共有 第2回学校生活アンケート実施について(Y-P)	
11	児童の情報共有 いじめ防止一斉キャンペーン(無記名アンケート・担任による見取り)について	第2回学校生活アンケート実施
12	児童の情報共有 教職員・スタッフ見守りシートによる気になる 児童の情報共有	いじめ防止一斉キャンペーン 無記名アンケート、担任による見取り実施 個人面談(保護者) 「大豆戸小スタンダード」振り返り
1	冬休み明けの児童の情報共有 いじめ防止一斉キャンペーン(無記名アンケート・担任による見取り)報告	「大豆戸小スタンダード」振り返りの報告
2	児童の情報共有 「学校運営協議会」への報告・意見収集 学校いじめ防止基本方針の見直し 次年度の年間計画作成	学校いじめ防止基本方針の見直し
3	児童の情報共有 来年度に向けての引き継ぎ	児童の実態把握と情報共有 引き継ぎに向けてのまとめ

☆毎月のいじめ防止対策委員会の際に、児童理解についての情報交換を必ず行う。

☆必要に応じて児童との面談や相談日を設け、児童の悩みに寄り添い、支援をしていく。

第3章 いじめ防止及び早期発見のための取組

1 いじめ防止への取組 ～未然防止をめざして～

- ・ いじめについて、校内研修や職員会議で教職員の共通理解を図っていく。
- ・ 朝会や学級活動で、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは絶対に許されない」といった雰囲気学校全体に高めていく。
- ・ 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を推進し、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ・ すべての教員が公開授業を行い、互いの授業を参観し合うことにより、わかる授業づくりや児童の実態把握に努める。
- ・ すべての児童が安心・安全に学校生活を送り、規律正しい態度で授業や行事に参加できるような集団づくりを行うために、「大豆戸小スタンダード」を作成・改定していく。その上で、全職員で共通した指導を重ね、児童自身がなぜそのきまりがあるのか理解させる。
- ・ 6月の学校生活アンケートをもとに、学級の集団としての傾向をつかみ、必要であれば、「社会的スキルプログラム」を実施し集団としての高まりを目指す。
- ・ 児童の居心地の良い教室づくりや、相談しやすい雰囲気づくりのために、YPプログラムを活用した授業を実践していく。
- ・ 児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てるために、年間を通して「あいさつ運動」を推進していく。前期と後期に「あいさつ運動」を実施し、代表委員児童が中心となって児童主体の取組を推進していく。
- ・ 「児童支援便り」を定期的に発行し、「大豆戸小スタンダード」や「いじめ防止対策」などについて発信する。そのことにより、いじめ防止への取り組みを保護者に知ってもらい、学校と家庭で連携していく。
- ・ EIM（笑顔いっぱい大豆戸小学校にしよう）活動を通して、自分たちの学校を自分たちでよくしていきたいという児童主体の取組を大切にしていける。また、その活動を価値づける。

2 いじめの早期発見

- ・ 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童のささいな変化にも気付けるようアンテナを高く保つ。教科担任制や学年集会を取り入れる等、学年の児童を複数の教員で見守っていくようにし、気付いた情報は確実に共有する。
- ・ 毎月「おなやみ相談シート」のアンケートを行うことにより、子どもが発達段階に応じ、自分で困難を乗り越えることができる力をしっかりと身に付けさせる。アンケートの中で、自ら援助を望めば、それが求められる「援助希求」の仕組が子どもたちに定着するようにする。アンケートの原簿は、担任が年度末まで保管し、必要な時に活用できるようにする。結果の集計はデータ上で行い、全職員で共有する。
- ・ 6月と11月に学校生活アンケート、12月に全市一斉のいじめアンケートを実施する。必要に応じて児童と面談を行い、実態把握に努める。
- ・ 6月と11月の学校生活アンケート実施後、児童と担任が面談をする時間を確保する。
- ・ 4月下旬から5月上旬にかけ家庭訪問、地域訪問、電話連絡。9月と12月に保護者との個人面談を行い、家庭と連携して児童を見守る。

- ・児童や保護者がいつでも相談できるよう、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について知らせる。また、スクールカウンセラーの相談日時も、学校便りや個人面談などで発信していく。
- ・インターネットトラブルや SNS でのいじめ予防・対策として情報モラル教育を全学年で実施し、高学年保護者対象にも行い、児童の意識向上及び保護者への啓発に努める。

3 いじめに対する措置

- ・いじめ防止対策委員会を中心に組織的に迅速に対応し、学校全体で被害児童を守り解決に向けて支援をする。
- ・被害児童・保護者への心に寄り添う支援、加害児童・保護者に対する再発防止に向けた適切な指導及び逆いじめが発生することのないよう支援を継続的に行う。
- ・いじめが犯罪行為にあたりと認められる場合や児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報する。また、指導・支援にあたっては、警察署等関係機関・専門機関と連携していく。

4 研修

すべての教職員の共通認識を図るため、いじめ防止対策委員会の年間計画に位置付け、児童理解研修やいじめ防止研修を実施する。

5 学校運営協議会等の活用

「学校運営協議会」を軸として、いじめの問題など、学校が抱える課題を保護者や地域の方々と共有し、対応する。

第4章 重大事態への対処

重大事態（①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき）と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止に視点をおいた「調査」を実施する。その調査結果を教育委員会に報告する。

いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

第5章 その他

より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかをいじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要があると認められるときは改定し、改めて公表する。